

総務委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第99号

特別職報酬に関するパブリックコメントを求めることに関する陳情

資料 陳情第99号 特別職報酬に関するパブリックコメントを求めることに関する陳情

令和7年3月13日
総務企画局

陳情第99号 特別職報酬に関するパブリックコメントを求めることに関する陳情

1 議会議員及び市長・副市長の報酬等の額の改定について

川崎市特別職報酬等審議会条例第2条により、議会議員及び市長・副市長の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、川崎市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。

また、国からの通知により、委員の選任にあたっては、審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏ることのないよう配慮することとされており、委員については市内の各団体の代表者等から選任している。

2 市民への周知について

審議会については、傍聴を可能としており、開催前に報道発表し、市のホームページに「審議会等の会議開催のお知らせ」を掲載している。

答申についても報道発表するとともにホームページに掲載しているほか、審議会の会議録をホームページで随時公開している。

3 パブリックコメントについて

川崎市パブリックコメント手続条例の運用では、「市民その他関係者の権利又は義務に直接関係しないもの」については、パブリックコメント手続を行わないことが原則とされている。

議会議員及び市長・副市長の報酬等については、これに該当するため、パブリックコメントは実施していない。

なお、他の政令指定都市でもパブリックコメントは実施していない。

4 陳情に対する見解

市民への周知は、審議会開催の周知を含めて詳細に行っているものと考えており、パブリックコメントについては、本市の運用においては対象外となっていることから、実施する必要がないものと認識している。

【参考】

川崎市特別職報酬等審議会条例（昭和43年3月30日条例第26号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による市長の意見の求めに応じ審議するため、川崎市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（意見の聴取）

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、報酬等の額が改定された日から2年を経過したときは、速やかに、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

令和6年度川崎市特別職報酬等審議会の審議経過

令和6年10月21日	諮問・第1回審議
〃 11月12日	第2回審議
〃 12月 4日	第3回審議
〃 12月25日	答申